

国スポ・障スポおもてなし土産等PR事業実施要領

令和8年6月26日
商工観光労働部
観光経済交流局
国際・経済交流課

国スポ・障スポおもてなし土産等PR事業の実施については、この要領により定めるものとする。

1 趣旨

この事業は、県内事業者等が土産等のパッケージデザインを日本のひなた宮崎国スポ・障スポのオリジナルロゴ入りへ自主的に変更する場合に、その経費の一部を助成することで、大会開催に向けた機運醸成を図ることを目的とする。

2 採択基準

補助事業は、次の各号に掲げる基準を勘案し、予算の範囲内で採択する。

(1) 事業主体の妥当性

① 補助事業者の適格性

国スポ・障スポおもてなし土産等PR事業補助金交付要綱に定める補助事業者の要件を満たす者であること。

② 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ開催に向けた土産等の販売への取組み

日本のひなた宮崎国スポ・障スポのオリジナルロゴ入りパッケージデザインに変更した土産等を販売すること。または、新たにそのような取組みを行う事業者であること。

(2) 事業計画の妥当性

① 積算根拠の明確性

必要となる経費の積算が妥当かつ具体的な内容であること。

② 事業計画の明確性

パッケージデザインが大幅に変更されるものであること。

(3) 県内事業者支援の効果

本事業の実施に伴って、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ開催に向けた機運醸成が認められること。

3 補助対象経費

国スポ・障スポおもてなし土産等PR事業補助金交付要綱の別表のとおり。

4 補助対象外経費

(1) 消費税及び地方消費税

(2) 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの。

- (3) 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- (4) 電話料金、インターネット利用料金等の通信費
- (5) 金融機関などへの振込手数料（ただし、振込みに当たり手数料を引いた額を支払う場合を除く。）
- (6) 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

6 事業の着手時期及び完了時期

着手時期：交付決定のあった日以降とすること。

完了時期：令和9年2月末日までに完了すること。

なお、着手とはデザインの発注をもって着手とみなす。

7 申請手続

別紙「補助金交付申請手続について」のとおり。

8 申請書類等の提出期限

交付要綱第6条第2項で定める申請書類等は、令和8年11月末日までの期間において、先着順にて申請を受け付ける。ただし、予算に達し次第、募集を終了する。

9 留意事項

(1) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポに係る標章等の手続き

当該事業において変更したパッケージデザインの商品の販売については、日本のひなた宮崎国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等商業目的使用許可を得ること。

(2) 他の補助事業との重複

他の県費負担の事業との重複は認めない。また、他の機関から補助等を受けている場合について、同じ経費に充当することは認めない。

(3) 補助対象経費の支払方法

補助対象経費の支払方法は原則口座振込又は現金払によること。

なお、インターネット等でやむを得ずクレジットカードを使用する場合は、次の事項に留意すること。

① 補助事業者または代表者と同一名義のクレジットカードによること。

② 支払回数は1回にすること。

③ 事業完了後、領収書とともにカード会社発行のカード利用代金明細書など決済を完了した事実が確認できる資料を提出すること。

④ 令和9年2月末日までに事業完了とともに口座からの引き落としまで完了すること。

附 則

この要領は、令和8年6月26日より施行する。